

住居確保給付金（転居費用補助） のご案内



住居確保給付金(転居費用補助)とは…
離職ややむを得ない休業等により、世帯の収入が著しく減少し、住居を失う恐れがある方を対象に、家計改善のために必要な転居に伴う転居費用(上限あり)を補助するものです。

支給対象者

※①～⑦のすべてに該当する方

- ①世帯員の死亡や離職、やむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を失った、または失う恐れのある方
- ②世帯収入額が著しく減少した月から2年以内の方(申請日の属する月時点)
- ③主たる生計維持者の方(申請日の属する月時点)
※収入減少時には主たる生計維持者でなかったが、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④収入及び預貯金の合計額が次の表の金額以下である方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む) ※世帯員が6人以上の場合は直接お問い合わせください。

世帯員数	収入基準額(申請月)	収入基準額上限 (家賃が上限の場合)	預貯金(申請日時点)
単身	84,000円+家賃額(上限39,000円)	123,000円	504,000円
2人	130,000円+家賃額(上限47,000円)	177,000円	780,000円
3人	172,000円+家賃額(上限51,000円)	223,000円	1,000,000円
4人	214,000円+家賃額(上限51,000円)	265,000円	
5人	255,000円+家賃額(上限51,000円)	306,000円	

持家の場合は家賃額ではなく、持家の維持または確保に要する費用が収入基準額に影響します。詳細はお問い合わせください。



- ⑤家計改善支援事業において、家計改善のために転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められた方
- ⑥自治体が実施する離職者等に対する転居を目的とした類似の給付等を受けていない方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む)
- ⑦暴力団員でない方(申請者及び申請者と同一の世帯に属する方を含む)

支給額(摂津市内の場合)

世帯員数	支給上限額(※)
単身	117,000円
2人	141,000円
3人	153,000円
4人	
5人	

- ・転居に要する経費が支給上限額を超える場合、差額は自己負担となります。
- ・給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。



転居先が市外の場合は、転居先市町村によって上限額が変わりますので、お問合せください。

※これにより難しいときは、厚生労働大臣が別に定める額を上限とします。(詳細はお問合わせください。)

対象となる経費

- ①転居先への家財の運搬費用
- ②転居先への住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- ③ハウスクリーニングなどの現状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)
- ④鍵交換費用

◆次の費用は対象外です。

敷金、契約時に払う家賃(前家賃)、家財や設備(ふろがま、エアコン等)の購入費

支給要件

摂津市自立相談支援機関の作成する自立支援プランに基づいて、家計改善支援を受けること。(転居の必要性、転居後の適正家賃額及び転居費用給付について判断します。)

申請までの流れ

- ①摂津市生活困窮相談窓口で、仕事や住まい、家計の困りごとを相談する。(事前にご連絡いただければ、スムーズに相談対応ができます。)
- ②家計改善支援を受ける。
(転居することで家計が改善されると認められた方が支給対象となりますので、申請及び支給に至るまで**一定の期間を要します**。)
- ③転居について検討する。(転居による家計改善の効果及び給付金の支給要件に該当するかを確認します。)
- ④要転居証明書をもらう。(転居による家計改善の効果が認められた場合にお渡しします。申請の際に必要な書類です。)
- ⑤住まい探し、引っ越し方法について検討する。(転居かかる費用の見込みを確認します。)
- ⑥必要書類を揃え、申請する。

※必要書類については、家計改善支援の際にご説明します。事前に知りたい場合は、お問合わせください。

ご不明点等ございましたら、お気軽にご相談ください。



お問合せ
摂津市保健福祉部生活支援課生活困窮相談窓口
電話番号：06-6170-1280